

調布市道路包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

調布市道路包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という）実施要領（以下「実施要領」という）は「調布市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき調布市道路包括管理業務委託（以下「本業務」という）の事業者候補選定について必要な事項を定める。

2. 業務概要

2.1. 件名

調布市道路包括管理業務委託

2.2. 業務の目的

調布市（以下、「市」という。）では、今後市内事業者の技術者の不足や高齢化が加速すると考えられ、持続可能な道路事業を構築していくための担い手確保や育成が喫緊の課題である。また、利用者にとって安心・安全な道路利用ができるよう限られた予算の中で、適切な道路の維持管理を継続する必要がある。

本業務はこれらの課題に対応するため、民間事業者の持つ創意工夫やノウハウを活用し、適切な道路の維持管理を実現することを目的とする。

なお、本業務に要求される各業務内容等は、別冊の特記仕様書（総価契約）、特記仕様書（単価契約）に示す。

2.3. 委託期間（業務期間）

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

【令和8年度】

ア 令和8年度調布市道路包括管理業務委託（総価契約）

契約締結日（令和8年4月1日）から令和9年3月31日まで

イ 令和8年度調布市道路包括管理業務委託（単価契約）

契約締結日（令和8年4月1日）から令和9年3月31日まで

単価契約の対象業務内容は令和8年度の実績を踏まえ、2年目以降（令和9年度、令和10年度）は総価契約に変更予定であるため、アとイの業務については、別に契約を締結する。2年目以降の変更内容や具体的な対応については、別途、受託者と協議を行う。

なお、受託者との協議により、令和9年度、令和10年度についても令和8年度と同様に単価契約を別に契約する場合もある。

【令和9年度】

ウ 令和9年度調布市道路包括管理業務委託（総価契約）

契約締結日 令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

【令和10年度】

エ 令和10年度調布市道路包括管理業務委託（総価契約）

契約締結日 令和10年4月1日から令和11年3月31日まで

2.4. 対象施設：

道路（舗装）、道路附属物（L型側溝等）、地下通路、道路照明

本業務での対象は、対象地区範囲内の市が管理する施設（路線及び水路等）とする。なお、対象路線の概要を次に示す。

表 1 対象路線

道路内訳			想定数量	地域				その他	
				東部地域	北部地域	南部地域	西部地域	国道からの延長道路	都道からの延長道路
道路	車道	主要市道	39路線 45.4km						
		一般市道	2,921路線 344.3km	610路線 75km	1,104路線 130km	737路線 85.7km	406路線 49.3km	19路線 2.1km	45路線 2.4km
	歩道		90km						

なお、数量については少数第1位を四捨五入で表記している。

2.5. 業務の内容等

本業務の受託者は、表2に定める業務を実施すること。

【令和8年度】

(1) 件名：調布市道路包括管理業務委託（総価契約）

対象業務：共通業務、待機業務、システム運用・保守業務

(2) 件名：調布市道路包括管理業務委託（単価契約）

対象業務：補修・修繕業務、清掃業務、除草業務、道路照明維持業務

【令和9年度・令和10年度】

(3) 件名：調布市道路包括管理業務委託（総価契約）

予定対象業務：共通業務、待機業務、システム運用・保守業務、補修・修繕業務、清掃業務、除草業務、道路照明維持業務

表 2 業務内容

業務項目	業務内容		契約方式※ 1, 2	
			総価契約	単価契約
1. 共通業務	業務計画書の作成等		●	
	業務打合せ, 定例会議の開催		●	
	セルフモニタリングの実施		●	
	業務終了時に引継ぎ資料を作成		●	
	市が特定した補修箇所に対する作業指示		●	
	ICT 等を活用した「道路施設等管理システム（仮称）」※ 3 のデータ管理, 蓄積データの解析		●	
	舗装維持管理計画で定められている「個別工事区間」※ 4 の対象路線の工事計画の作成		●	
2. 待機業務	市役所閉庁時の待機等		●	
3. 補修・修繕業務	舗装損傷箇所の補修・修繕	50万円未満／件の軽微な補修		●
		舗装維持管理計画で定められている「個別工事区間」の修繕		●
4. 清掃業務	道路清掃			●
	雨水樹の汚泥除去			●
	地下通路清掃, 設備巡回点検			●
5. 除草業務	除草, 除草に係る清掃等			●
6. 道路照明維持業務	不点補修（球替え・その他不点） その他支柱交換や調査工等			●
7. システム運用・保守業務	年間を通じた ICT 等を活用した「道路施設等管理システム（仮称）」の提供		●	

※ 1 単価契約の対象業務内容は令和 8 年度実績を踏まえ, 2 年目以降は, 民間事業者のノウハウを活かした, 市の管理水準を満たす最適なタイミング・工法での道路維持管理を実施するため, 総価契約（性能発注）に変更予定。変更内容や具体的な対応は別途, 市と受託者で協議する場を設ける。

※ 2 単価契約において用いる単価は前年度の単価を参考とし, 市と協議のうえ決定する。参考として別冊「令和 7 年度単価表一覧」に示す。

※ 3 本業務では, 市と受託者間のやり取り, データ管理のため, システム活用の提案を求めている, これを「道路施設等管理システム」と仮称する。また, 年間を通じたこのシステムの運用・保守も業務（業務項目 7.）として含む。

※ 4 「個別工事区間」とは「調布市舗装維持管理計画 令和 4（2022）年 11 月」で定められている区間であり, 工事が必要な箇所が局所的な区間を指す。

具体的な業務内容や業務実施上の要件・留意点, 数量は, 「特記仕様書（総価契約）」「特記仕様書（単価契約）」を参照。

3. 見積上限額

本業務の見積金額の上限は次のとおりである。

令和8年度 284,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【総価契約 39,000,000円・単価契約 245,000,000円】

令和9年度 284,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【総価契約 284,000,000円】

令和10年度 284,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

【総価契約 284,000,000円】

個々の業務における見積金額の上限は表3、表4に示すとおりである。

本事業は、調布市議会において各年度予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は、本事業は実施しない。

単価契約の対象業務内容は契約期間の初年度（令和8年度）の実績を踏まえ、2年目以降（令和9年度、令和10年度）は総価契約に変更予定。なお、変更内容や具体的な対応については、別途、受託者と協議予定。

物価上昇等による金額変更については、令和9年度、令和10年度契約にあたっての協議において、別途協議を行う。

表 3 令和8年度上限額

[消費税及び地方消費税を含む]

	業務	想定金額	総価契約	単価契約
1	共通業務	15,000,000	○	
2	待機業務	14,000,000	○	
3	補修・修繕業務	120,000,000		○
4	清掃業務	68,000,000		○
5	除草業務	20,000,000		○
6	道路照明維持業務	37,000,000		○
7	システム運用・保守業務	10,000,000	○	
	上限額合計	284,000,000		

表 4 令和9年度・令和10年度上限額

[消費税及び地方消費税を含む]

	業務	想定金額（単年）	総価契約	単価契約
1	共通業務	15,000,000	○	
2	待機業務	14,000,000	○	
3	補修・修繕業務	120,000,000	○	
4	清掃業務	68,000,000	○	
5	除草業務	20,000,000	○	
6	道路照明維持業務	37,000,000	○	
7	システム運用・保守業務	10,000,000	○	
	上限額合計	284,000,000		

4. 事業候補者の決定等

4.1. プロポーザルの種類

本業務は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して本業務を受託する民間事業者（以下「事業者」という）を決定する公募型プロポーザル方式を適用する。なお、プレゼンテーションを行うものとする。

4.2. 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「調布市道路包括管理業務委託プロポーザル審査委員会」（以下、「委員会」という）を設置している。委員会は、別紙「審査項目及び点数配分表」等に基づき企画提案書等の審査を行う。

委員会は、事業者の選定を行うにあたって、本業務に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という）に対し、参加表明書、企画提案書および見積書の提出を要請する。

審査委員会の委員（以下「委員」という）は、市長が任命・委嘱する次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- ア 都市整備部次長
- イ 都市整備部まちづくり推進課 都市基盤担当課長
- ウ 都市整備部交通対策課長
- エ 都市整備部道路管理課長
- オ 環境部下水道課長

なお、参加者が、募集公表から優先交渉権者の選定までの間に本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

4.3. プロポーザル参加資格の確認

市は、参加表明書を提出した参加者について、「7.4 参加表明時の提出」に定める必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

市は、参加者が「6.参加資格」に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

4.4. 事前審査・書類審査

市は、参加者から提出された企画提案書について、「7.6 企画提案書類の提出」にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

また、企画提案書等による書類審査を行い、参加申し込みが4者以上あった場合は上位3者を選出し本審査・書類及びプレゼンテーション審査の対象とする。

4.5. 本審査・書類及びプレゼンテーション審査の実施

市及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。本審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

プレゼンテーションの実施日は令和7年12月23日（火）とする。

プレゼンテーションは、企画提案書に記載した内容について、原則として配置予定の総括責任者等が行うものとする。

プレゼンテーションの時間は、質疑応答を含めて60分程度とし、参加者の説明は30分以内とする。

プレゼンテーションに際して、スクリーン及びプロジェクターは委員会が用意することとし、ノート型パソコン等のその他の機材を使用する場合には、参加者が適宜用意すること。

なお、提案説明資料の当日配布は一切行わないこと。

4.6. 優先交渉権者の決定

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの結果を踏まえ、得点化（技術評価点の算出）を行う。市は、参考見積価格について得点化（価格評価点の算出）を行う。一次審査点及び二次審査点を合算し、総合評価点を算出する。

市及び委員会は、総合評価点の最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優先交渉権者として選定する。

同点が2者以上あるときは、技術評価点の合計点数が高い者を優先交渉権者とする。

4.7. 総合評価点の算出方法

企画提案書で求める提案内容の評価について、一次審査(50点満点)及び二次審査(基礎評価

100点満点と取組方針及び特定テーマの200点満点)とし、各審査の評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点（350点満点）＝一次審査(50点満点)＋二次審査(基礎評価100点満点＋取組方針及び特定テーマ200点満点)

4.8. 企画提案書の審査項目等

業務実施体制、担当予定従業者の資格・経験、受託実績により業務の実施能力の有無を確認した上で、技術評価点及び価格評価点による審査を行う。技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、別紙「審査項目及び点数配分表」のとおりとする。

4.9. 選考結果の通知等

市は、選考結果を参加者に速やかに文書で通知（令和7年12月26日（金）予定）するとともに、「9.本業務に関する問合せ先」に示す本業務に係る市ホームページ（以下「市ホームページ」という）で公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表するが、この際、優先交渉権者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

4.10. 契約手続き

市は、優先交渉権者と契約交渉を行い、予算の議会の可決後、本契約を締結する。業務契約の詳細については、市ホームページに記載している委託契約約款を参照のこと。

(市ホームページ <https://www.city.chofu.lg.jp/020060/p010176.html>)

なお、予算について議会の同意が得られない場合、本事業は実施しない。

また、市は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

4.11. 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、市はその旨を速やかに市ホームページで公表する。

4.12. 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も、別紙「審査項目及び点数配分表」等に従い審査を行う。

5. 選考に係るスケジュール

- ① プロポーザル業者選定の公表・・・・・・・・・・令和7年10月8日（水）
- ② 参加表明書の受付開始・・・・・・・・・・令和7年10月8日（水）
- ③ 実施要領等に関する質問受付期限・・・・・・・・・・令和7年10月20日（月）
- ④ 実施要領等に関する質問への回答公表・・・・・・・・・・令和7年10月30日（木）
- ⑤ 参加表明書の受付締め切り・・・・・・・・・・令和7年11月6日（木）
- ⑥ 参加資格確認結果の通知・・・・・・・・・・令和7年11月10日（月）
- ⑦ 企画提案書の受付開始・・・・・・・・・・令和7年11月10日（月）
- ⑧ 企画提案書の受付締め切り・・・・・・・・・・令和7年12月15日（月）
- ⑨ 事前審査・書類審査・・・・・・・・・・令和7年12月16日（火）
- ⑩ プレゼンテーション参加資格承認通知・・・・・・・・・・令和7年12月17日（水）
- ⑪ プレゼンテーション審査・・・・・・・・・・令和7年12月23日（火）
- ⑫ 結果通知・・・・・・・・・・令和7年12月26日（金）
- ⑬ 本契約・・・・・・・・・・令和8年4月1日（水）

6. 参加資格

6.1. プロポーザル提案に参加する者に必要な資格条件等

参加者の構成および必要な資格条件等は、次のとおりとする。

- ① 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体については、「別添 調布市道路包括管理委託における共同企業体の取扱いについて」によることとする。
- ③ 調布市競争入札参加資格を有するものであること。
- ④ 調布市において指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ⑥ 競争入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ⑦ 調布市暴力団排除条例（平成24年調布市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係

者に該当しないこと。

- ⑧ 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）第3に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。
- ⑨ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあつては、その構成員が同一のプロポーザルに参加していないこと。
- ⑩ 相互に資本関係又は人的関係のある者が同一プロポーザルに参加していないこと。
- ⑪ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑫ 本事業のアドバイザリー業務の受託者、当該受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、またはその出資の20%以上を出資しているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）及びアドバイザリー業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る参加者及び参加グループの一員となることはできない。
本事業のアドバイザリー業務に関与した者は以下のとおりである。
 - ・株式会社オリエンタルコンサルタンツ
- ⑬ 募集要項の公表から提案書類の提出までの期間に建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者でないこと。
- ⑭ 直近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方税を滞納している者でないこと。

6.2. 参加資格確認基準日

参加者は、上記6.1に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の受付締め切り日（令和7年11月6日（木））とする。

6.3. 参加資格者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くに至った場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は、失格とする。この場合当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

7. 募集に関する手続き等

7.1. 実施要領等の配布

実施要領等は市ホームページにて公表する。

7.2. 実施要領等に関する質問の提出

実施要領等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

（1）提出期間

令和7年10月8日（水）から令和7年10月20日（月）17時まで

（2）提出方法

表5に示す質問書（様式1）に必要事項を記入し、電子メールにより「9. 本業務に関する問合せ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「実施要領等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

表 5 実施要領に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
質問書	様式 1	質問は様式 1 枚につき 1 件とし、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

7.3. 実施要領に関する質問への回答公表

実施要領に関する質問への回答は、令和7年10月30日（木）に市ホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに電子メールにより回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

7.4. 参加表明書の提出

参加者は、参加表明書（様式2）を以下のとおり提出すること。

（1）提出期間

令和7年10月8日（水）から令和7年11月6日（木）まで（土日祝日を除く8時30分から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

（2）提出方法

「9. 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式3）を併せて持参すること。

（3）提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、表6に示す書類を1部提出すること。

表 6 参加表明時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等	部数
参加表明書	様式 2	● 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 ● 共同企業体の場合は、共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。	1 部

7.5. 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和7年11月10日（月）までに、参加者に対して電子メールを用いて通知する。その後、書面を郵送する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

7.6. 企画提案書類の提出

参加者は、企画提案書類提出届（様式5）とともに企画提案書等（様式6-1～様式8）を以下のとおり提出すること。

（1）提出期間

令和7年11月10日（月）から令和7年12月15日（月）まで（土日祝日を除く8時30分から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

（2）提出方法

「9.本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（代理人）（様式3）を併せて持参すること。

（3）提出書類

企画提案書提出時は、以下（表7および表8）に示す書類を提出すること。

提出部数は、企画提案書類提出届（様式5）および見積書については1部、企画提案書および実績調書については10部（正本1部、副本9部）とする。

実績調書における業務実績及び配置予定技術者については、契約後に再委託することを確認済みである再委託先に限り、記載を認める。ただし、参加者（構成員を含む）の実績と再委託先の実績については区分し、評価対象とする。再委託先の実績等を記載する場合には、契約後に当該業者に再委託することを確認する旨の覚書等の書類を添付すること。

表 7 企画提案書提出時の提出書類（正本）

提出書類	様式	作成要領等	部数
実績調書	表9参照	● A4版ファイル綴じ ● 合冊製本とする ● 見積書の様式は任意	1部
企画提案書類提出届	様式5		
企画提案書	表10参照		
見積書	任意		

表 8 企画提案書提出時の提出書類（副本）

提出書類	様式	作成要領等	部数
実績調書	表9参照	● A4版ファイル綴じ ● 合冊製本とする	9部
企画提案書	表10参照		

※社名等を特定できる表現（ロゴマークを含む）をすべて削除又は塗りつぶすこと。

表 9 実績調書

提出書類	様式	作成要領等
道路包括管理業務の実施実績	様式 4	● 実施した実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。 ● 再委託先の実績を記載する場合には、契約後に当該業者に再委託することを確約する旨の覚書等の書類を添付すること。
道路施設の維持管理業務の実施実績	様式 4	
配置予定業務従事者調書 (業務実施体制)	様式 4	● 配置予定業務従事者が参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。

※副本には証拠書類（契約書の鑑の写し、資格を有することを証明する書類の写し）は不要

表 10 企画提案書

提出書類	様式	作成要領等
① 本事業への取組方針	様式 6-1	● 記載内容は各様式及び別紙「審査項目及び点数配分表」を参考にする ● 必要に応じ図表を用いて、簡潔かつ明瞭に記述すること ● 各様式に示された枚数制限以内とすること
② 本事業の実施体制	様式 6-2	
③ 見積金額	様式 6-3	
④ 各業務の実施計画	様式 6-4	
取組提案書	様式 7	
特定テーマ提案書	様式 8	

(4) 留意事項

企画提案書の作成に当たっては、市から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 業務実施体制については、可能な限り企業名（構成員以外の再委託先を含む）及び配置予定技術者を記載すること。
- ② 副本においては事業者を特定できるような表現（ロゴマークを含む）や企業名は用いないこと。
- ③ 提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ④ A4 版ファイル綴じとする。
- ⑤ 原則として横書きで記載すること。
- ⑥ 使用する文字サイズは、10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- ⑦ すべてのページに通しの番号を付け、表紙の次には目次を添付すること。
- ⑧ 各様式中に掲げる事項を十分に踏まえること。

7.7. 応募の辞退

参加表明書（様式 2）の提出以降、企画提案書の提出期限日まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和 7 年 12 月 15 日（月）まで（土日祝日を除く 8 時 30 分から 17 時まで。ただし、12 時から 13 時までを除く。）に、辞退届（様式 9）を「9. 本業務に関する問合せ先」

宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式 3）を併せて持参すること。

8. 募集に係る留意事項

8.1. 公正な募集の確保

参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8.2. 募集の取りやめ等

市は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加者が連合し又は不隠の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

8.3. 応募の無効

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし企画提案書を提出できない。

8.4. 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、全て参加者の負担とする。

8.5. 提出書類の取扱い

（1）著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示、その他市が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、市は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

（2）提出書類の返還等

参加者から提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、市が指示をした場合を除き認めない。

（3）確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

（4）提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は企画提案書を無効とするともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

8.6. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責

任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

8.7. 提供資料の取扱い

市が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

8.8. 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

年間委任状に定めたもの以外の代理人に、諸手続を委任する場合は、表 1 1 に示す書類を 1 部提出すること。

表 1 1 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式 3	● 書類の提出等の手続きを代理人により行う場合は提出すること。 ● 必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

8.9. 失格要件

市は、次の場合には、当該参加者を失格とする。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わない。

- ① 提出方法、提出期限又は様式に適合しないもの
- ② 提出書類に虚偽の記載があるもの
- ③ 見積書の記名、押印又は金額の記載がないとき。若しくは金額を訂正したとき
- ④ 見積書記載の金額、記名、件名又は印影が認知しがたいとき
- ⑤ 提案価格が見積上限額を超過したとき
- ⑥ 談合その他不正の行為があったと認められるとき
- ⑦ その他不適当と認めるもの

8.10. その他

市は、本実施要領に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、市ホームページにより参加者へ通知する。

9. 本業務に関する問合せ先

〒182-8511 調布市小島町 2-35-1 調布市役所 7 階

調布市 都市整備部 道路管理課（担当）維持管理係：中川・石塚・佐藤・重村

電話：042-481-7405 FAX：042-481-6800

窓口受付時間：8時30分～正午、13時～17時15分（土日祝日を除く）

電子メールアドレス：douro@city.chofu.lg.jp

市ホームページ：https://www.city.chofu.lg.jp/

調布市道路包括管理業務委託における共同企業体の取扱いについて

この取扱いは、調布市道路包括管理業務委託における共同企業体についての基本的な取扱いを定めたものである。

1. 共同企業体の運営形態

共同企業体の運営形態は甲型、乙型を問わない。

2. 構成員の要件

共同企業体の構成員の要件は次のとおりとする。

- (1) 構成員数の上限は任意とする。
- (2) 各構成員は、当該事業を構成する一部の業務もしくは当該事業と同種の業務について、元請としての実施実績を有すること。
- (3) 各構成員（共同企業体の構成員に事業協同組合を含む場合は、その構成員を含む）は、「6.1 参加資格要件③～⑭」の全ての要件を満たしていること。
- (4) 事業協同組合が構成員として参画することを認める。

3. 必要書類

共同企業体を結成しようとするものは次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 共同企業体協定書の写し
- (2) 委任状の写し

4. 共同企業体の取扱い

共同企業体の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 共同企業体の構成員として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、単独企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- (2) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が構成員となる場合は、その組合員は他の共同企業体の構成員となることはできない。また、その組合員が属している他の事業協同組合についても同様である。
- (3) 代表者が参加資格を欠くに至った場合、共同企業体は本件に関する参加資格を失うものとする。代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員を除外し、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の追加又は構成員の役割分担の変更を認める。

別紙

調布市道路包括管理業務委託 審査項目及び点数配分表

審査は書類による一次審査とプレゼンテーション等による二次審査からなり合計点で評価する。
以降に各審査における評価項目と点数配分表を示す。

表 12 一次審査評価項目

評価項目		審査内容・着眼点	(配点)
一 次 審 査	①経営規模	企業又は団体の規模等が、今回の業務を行うにあたって適当か	5点
	②業務遂行力	業務遂行体制は十分か ※配置予定の技術者（統括責任者、副統括責任者）及び保有資格、調布市又は調布市以外の類似業務実績の有無 ※本業務遂行に必要な人員の確保及び体制	10点
	③地域貢献度	次のいずれかに該当 ア 調布市内に本店又は支店がある イ 多摩地区に本店又は支店がある ウ 東京都内に本店又は支店がある エ 首都圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・山梨県）に本店又は支店がある オ 日本国内に本店又は支店がある	20点
	④経験・当該業務の運営能力	次のいずれかに該当 ア 今回の業務に活かせる調布市発注の類似業務及び調布市以外の行政等（民間含む）の類似業務のいずれも実績がある イ 今回の業務に活かせる調布市発注の類似業務の実績がある ウ 今回の業務に活かせる調布市以外の行政等（民間含む）の類似業務実績があるかつ調布市発注の業務実績がある エ 今回の業務に活かせる調布市以外の行政等（民間含む）の類似業務実績がある オ 今回の業務に活かせる類似業務実績が無い	15点
合計			50点

表 13 二次審査評価項目（基礎評価）

評価項目		審査内容・着眼点	(配点)	
二次 審査 ・ 基礎 評価	①本事業への取組方針	本事業の理解と取組方針	本事業の主旨は把握しているか	4点
	②本事業の実施体制	ア業務担当者及び経歴と実績	担当者の本業務に類似する経験又は類似する各業務の経験は十分か (経験業務内容や経験年数)	6点
		イ 継続的な運営を可能とする体制	継続的運営体制を維持できるか (有事の際に交代できる体制か)	2点
	③見積金額	維持管理経費の縮減 ※委託料上限額を超える又は委託料上限額の60%未満は、審査を終了する	実効性の認められる適切な価格設定であり、かつ委託料上限額の範囲内で必要最小限に抑えられているか	30点
	(総価契約) ④各業務の実施計画	ア 共通業務(8) イ 補修・修繕業務(16) ウ 待機業務(6) エ 清掃業務(6) オ 除草業務(6) カ 道路照明維持業務(10) キ システム構築・運用・保守業務(6)	効率的で効果的な計画となっているか	58点
	合計			100点

表 14 二次審査評価項目（特定テーマ）

評価項目			審査内容・着眼点	(配点)
二次審査・特定テーマ評価	方針１ 本事業の取組		複数年度契約、包括委託であることを活かした計画的な提案となっているか	10点
	方針２ 管理運営の取組		ICT等を活用した「道路施設等管理システム（仮称）」を活用するなど、市と受注者との情報共有の方法を工夫した提案となっているか	10点
	方針３ 各業務の取組		コストを最適化し、中長期的に持続可能な管理を行い、質の高い市民サービスを提供する提案となっているか	10点
	取組方針に対する提案者のアピールポイント		事業者間での連携や民間企業ならではの知識・経験を活かした提案となっているか	20点
	特定テーマ	①市民サービスの向上	取組方法と実施計画が、具体的に効果的な提案となっているか	30点
		②経費削減に関する創意工夫	様々な媒体の活用による業務の効率化、作業の兼務化、取組方法と想定される削減効果が具体的な提案となっているか	30点
		③年間を通した良好な沿道景観の維持	市民からの相談要望件数が減少するような具体的に効果的な提案となっているか	20点
		④市内事業者の参画	適切な技術力・執行能力を有した企業により構成された団体等であり、市内事業者が適切な割合で参画しているか	30点
		⑤市内事業者等の再委託事業者としての活用	具体的な活用方法の提案となっているか	10点
⑥調布市道路包括管理業務委託への市内事業者の参画を促す取組		意見交換会の開催や維持管理のための要求水準に関する市との継続調整等、具体的に効果的な提案となっているか	10点	
⑦特定テーマへの取組における提案者のアピールポイント		特定テーマについて、特にアピールする具体的な取組提案はあるか	20点	
合計			200点	

一次審査(50点)＋二次審査(基礎評価100点＋取組方針及び特定テーマ200点)の計350点満点とする。